

(2) 地域子ども・子育て支援事業の拡充について

① 公立保育所における一時預かり事業の拡充について

1. 要旨について

保育所における一時預かり事業については、保護者の傷病等による緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的及び肉体的負担の軽減を図るため、公立保育所では「朝日の森保育所」、私立保育園では「高師保育園」及び「東茂原保育園」で実施しています。運用形態は、専用の居室を設けて受け入れる「一般型」と施設において利用児童数が利用定員に満たない場合に受け入れる「余裕活用型」があり、本市ではいずれも「余裕活用型」の運用となっています。

「余裕活用型」は、現在使用している保育室を活用するため、設備投資が無く柔軟な事業実施が可能となりますが、受け入れ可能人数は原則1名程度と少なく、施設の利用者数や行事等の実施状況によっては、受け入れができない日もあり、保護者の利用ニーズに対応できない場合があります。

このため、令和4年度から公立保育所の空き保育室を活用し、「一般型」の一時預かり事業を実施することにより、本市の子育て支援施策の充実を図ろうとするものです。

2. 事業概要について

- ① 類 型 一時預かり事業（一般型）
- ② 実施場所 茂原市立鶴枝保育所（茂原市上永吉 1013 番地 1）
- ③ 定 員 1日概ね5人以内
- ④ 事業開始日 令和4年4月1日
- ⑤ 利用日数 （下線部分が拡充された事項）

ア	<u>保護者の就労形態等により、継続的に家庭における保育が困難となる場合</u>	<u>週3日以内（月14日以内）</u> ※新規
イ	保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる場合	<u>14日以内</u> ※現行では7日以内
ウ	保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を軽減するために、一時的に保育が必要となる場合	<u>週1日（月4日以内）</u> ※現行では2日以内

⑥ 利用時間 午前8時30分から午後4時30分まで

⑦ 利用料

区分	1日	4時間以内
3歳未満児	2,400円	1,200円
3歳以上児	1,200円	600円

※給食が必要な場合は、別途250円

3. 事業の周知について

市の広報（2月15日号掲載予定）及び市ウェブサイトへの掲載により、事業の周知を図ります。